

飯能市西川材使用住宅等建築補助金

〈概要〉 飯能市産の西川材を使用して住宅等を建築・リフォームされる方又は木堀・木製家具（じゅう器）等を設置される方に補助金を交付します。新築は最大50万円、リフォーム・木堀等の設置は最大20万円を助成します。

※飯能市森林認証材を使用した場合、その使用量に応じ、補助金の額に30%加算します。

補助対象条件

住宅等の建築・リフォーム、木堀等の設置

- ①飯能市内に居住、または市内に事業所を有する方の住宅・店舗等であること
- ②西川材の納入が飯能市内の事業者であること
- ③飯能市産の木材を規定量以上使用していること

木製家具（じゅう器）等の設置

- ①飯能市内に事業所を有する方の店舗等であること
- ②飯能市産の木材を使用していること
- ③設置場所は、利用者が原則制限されない場所であること

※事業完了報告時にさいたま県産木材販売伝票の写し
又はそれに代わる書類を提出すること。

＜西川材を使うこと＞

～色、艶、強度に優れた西川材～

西川林業地は、気象条件や土壌がスギ・ヒノキの生育に適しており、人々が丁寧に手入れを重ねてきたことから、西川材は色、艶がよく、年輪が緻密で節の少ない良質な木材であると言われています。

～木材の地産地消～

西川材を住宅などに多く利用していただくことによって、地域の産業としての林業振興や、森林整備の促進による地球温暖化防止にも貢献するものと考えています。

注意事項

住宅等の建築・リフォーム、木堀等の設置

- ①内外装材の使用面積の算定は、正面図等からの投影面積を対象とします。
重なり部分の面積を重複して計上することはできません。
- ②1つの木材を、構造材等の使用材積と内外装材の使用面積の両方に計上することはできません。
- ③1つの内外装材については、2面以上を使用面積として計上することはできません。

木製家具（じゅう器）等の設置

- ①製品の目立つ場所に西川材を使用している旨を表示し、表示箇所が剥がれないようにすること。

補助金額

＜新築＞

	①構造材等 (柱など)	②内外装材 (床、壁など)
木材使用量	3m ³ ≤ 15m ³	10m ² ≤ 100m ²
補助単価	20,000円/m ³ ※千円未満切り捨て	2,000円/m ² ※千円未満切り捨て
補助金額	①と②の合計額（最大500,000円）	

＜附属建築物・リフォーム・木堀等＞

	①構造材等 (柱など)	②内外装材 (床、壁など)
木材使用量	1m ³ ≤ 5m ³	5m ² ≤ 50m ²
補助単価	20,000円/m ³ ※千円未満切り捨て	2,000円/m ² ※千円未満切り捨て
補助金額	①と②の合計額（最大200,000円）	

＜木製家具（じゅう器）等＞

補助金額	購入に係る経費の1/2以内 最大100,000円 (運搬、組立等に係る費用は含まない)
------	---------------------------------------------------

その他

補助対象とする木堀
 ・木質部分の面積が1/2以上
 ・高さ70cm以上
 ・適切な根入れがなされ、移動できない構造であること
 ・都市計画法に基づく地区計画区域内では、その制限に適合するものであること

よくあるご質問と回答

- Q 他の補助金との併用は可能ですか？
A 耐震診断・耐震改修補助金、住宅リフォーム補助金、埼玉県木材協会の埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業と併用可能です。その他の補助金についてはご相談ください。
- Q どうすれば飯能市森林認証材の加算を受けられますか？
A S G E C-C O C 認証取得事業者により製材又は加工され、認証された西川材を使用した場合になります。
- Q 現地検査は施主の立会いが必要ですか？
A 申請内容を説明できる方に立会いいただければ、施主の立会いは不要です。
- Q 建売住宅は補助金の対象となりますか？
A ご入居者が補助対象者となりますので、買主が決まらないと補助金は交付されません。
- Q 構造材等のみ、または内外装材のみの申請も可能ですか？
A 木材を規定量以上使用していただければ、どちらかだけの申請も可能です。
- Q ウッドデッキは補助金の対象になりますか？
A 木塀等に含まれ、対象になります。
- Q 建築期間が年度をまたいでしまいますが、補助対象になりますか？
A 補助制度が変更や廃止となってしまうこともあるため、確約はできません。

申請の手続き等

- ① 対象事業の着工・設置前に申請書及び添付書類をご提出ください。
- ② 書類の提出は事業者の方でも可能です。
- ③ 申請後に補助額を増額することはできませんのでご注意ください。

手続きの流れ

1 申請

対象事業の着工・設置前に、申請書及び書類 (A) を提出します。

2 交付決定

交付申請書の審査の結果、適当と認められる場合は、交付額を決定し「飯能市西川材使用住宅等建築補助金決定通知書」(様式第2号)を送付します。

3 事業着手

申請時の内容に変更が生じた場合又は事業を中止しようとする場合は、必ず連絡して下さい。
変更により交付決定額が減額となることはありますが、増額にはなりません。

4 現地検査

- ①構造材等：完成後に見えなくなってしまう部分（土台・柱など）がある場合、完成前に現地検査を行います。
- ②内外装材等：完成後に現地検査を行います。
- ③木製家具（じゅう器）等：設置後に現地検査を行います。

5 事業完了・実績報告

事業完了後の①又は②の「どちらか早い日まで」に書類 (B) を提出してください。
①事業完了後 30 日以内
②令和 8 年 3 月 23 日 (月)

6 確定通知

完了報告書の受理後、必要に応じて現場確認を行います。
審査の結果、適当と認められる場合は、補助金の交付額を確定し「飯能市西川材使用住宅等建築補助金額確定通知書」(様式第4号)を送付します。

7 補助金受取

補助金額の確定通知が届いた後すみやかに書類 (C) を提出してください。その後、補助金を指定口座に振り込みます。
(振込は請求書提出後概ね 1 カ月以内の予定です)

提出する書類

【A. 交付申請時の提出書類】

共通

- ①「飯能市西川材使用住宅等建築補助金交付申請書」(様式第1号)
- ②案内図
- ③納税証明書(市税に未納のない証明)
- ④同意書(別紙2)

住宅等の建築・リフォーム、木塀等の設置

- ⑤西川材使用状況調書(別紙1)
- ⑥西川材の使用量を明らかにできる書類(任意書式)
- ⑦西川材の使用箇所を明らかにした図面

木製家具(じゅう器)等の設置

- ⑤設置箇所を明らかにした図面
- ⑥見積書の写し
- ⑦購入品のパンフレット、写真、図面等

【B. 事業完了報告時の提出書類】

共通

- ①「飯能市西川材使用住宅等建築補助金実績報告書」(様式第3号)
- ②補助事業の完了を示す写真(西川材の使用が確認できる施工途中の写真を含む)
- ③法人の場合は市内に事業所を有することが確認できる書類
- ④(飯能市森林認証材を使用した場合のみ)
SGEC-COC 認証取得事業者が飯能市森林認証材の使用量を明らかにした書類
- ⑤さいたま県産木材販売伝票の写し又はそれに代わる書類(飯能市森林認証材使用分を除く。)

住宅等の建築・リフォーム、木塀等の設置

- ⑥(建築確認申請が必要な建築物の場合のみ) 建築基準法に基づく検査済証の写し
- ⑦(新築の場合のみ) 建築物の工事金額内訳書(別紙)
- ⑧西川材の使用量を明らかにした書類

木製家具(じゅう器)等の設置

- ⑥購入した木製家具(じゅう器)又は遊具の領収書の写し

【C. 補助金受取の提出書類】

- ①請求書(お振込先金融機関欄には申請者ご本人の名義をご記入ください)
- ②債権者登録申請書(既に債権者登録されている口座を使用する場合は不要です)
- ③振込先口座の通帳のコピー(通帳見開きページなどに記載されている金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義の確認できる部分の写し)

お問い合わせ

飯能市森林づくり課 森林管理担当

☎ 042-978-5061 (直通)

[mail] norin2@city.hanno.lg.jp